

## 正誤表（1）

### 「アフリカの食品・飲料市場調査（南アフリカ共和国編）（2023年2月）」

P58

（誤）•日本酒は、国連貿易統計の分類による発酵飲料として分類されており、南アフリカが輸入する総発酵飲料の1.1%を占めた。発酵飲料の多くは、フランス、スウェーデンおよびエストニア産のシードル（リンゴ酒）であった。獺祭および白鶴などの日本酒ブランドは、一部のアジア系食料品店で売られている（図2.49を参照）。

（正）•日本酒は、国連貿易統計の分類による発酵飲料として分類されており、南アフリカが輸入する総発酵飲料の1.1%を占めた。発酵飲料の多くは、フランス、スウェーデンおよびエストニア産のシードル（リンゴ酒）であった。

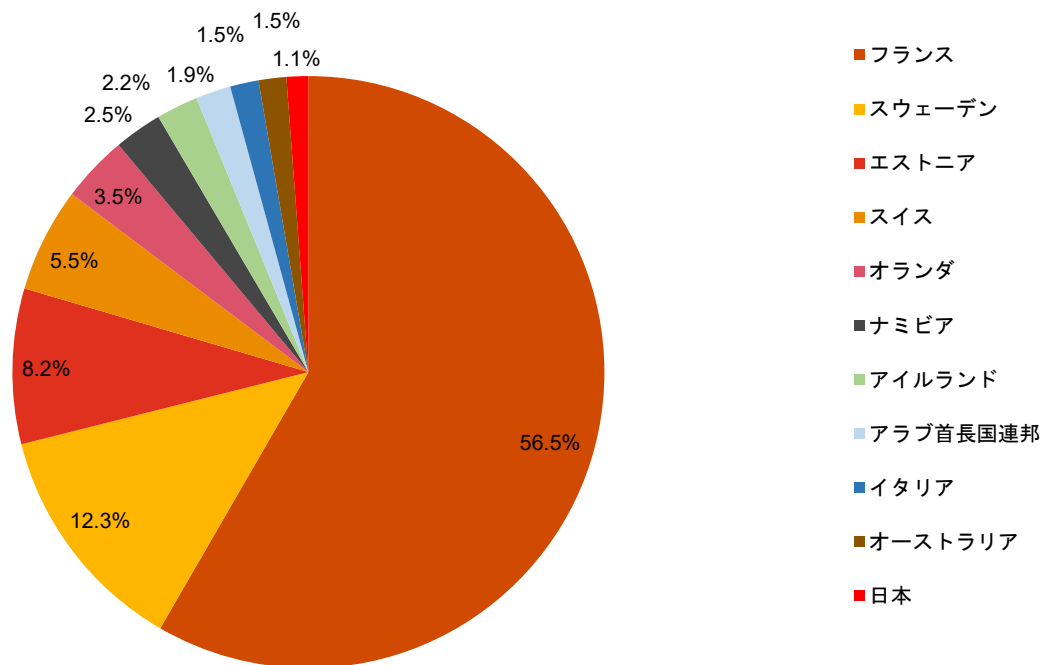
# 正誤表 (2)

## 「アフリカの食品・飲料市場調査（南アフリカ共和国編）（2023年2月）」

P63 図

(誤)

図2.49 発酵酒輸入総額に対する国別比率（2019年）



(正) 削除

## 正誤表 (3)

### 「アフリカの食品・飲料市場調査（南アフリカ共和国編）（2023年2月）」

#### P69 3.2 高級、アジア系スーパーマーケットに並ぶ食料品

（誤）アジア系小売業者で販売されている人気の高い日本の食料品は、即席麺、日本米、カップ麺、ラーメン、日本酒および醤油である。

（正）アジア系小売業者で販売されている人気の高い日本の食料品は、即席麺、日本米、カップ麺、ラーメンおよび醤油である。

#### P70 Sun Asian market

（誤）日本食部門があり、麺類、ワサビ、味噌、醤油、緑茶、照り焼きソース、スナックおよび酒を扱う。

（正）日本食部門があり、麺類、ワサビ、味噌、醤油、緑茶、照り焼きソース、スナックを扱う。

## 正誤表 (4)

### 「アフリカの食品・飲料市場調査（南アフリカ共和国編）（2023年2月）」

#### P71 写真1枚目キャプション

(誤) Sun Asian Food に並ぶ醤油、ショウガの酢漬け（ガリ）および酒など

(正) Sun Asian Food に並ぶ醤油、ショウガの酢漬け（ガリ）など

#### P72 表

(誤)

瀬祭 23 酒	酒	Dassai	4830	Sun Asian food	日本から輸 入	1,800 ml
---------	---	--------	------	----------------------	------------	-------------

(正) 削除

## 正誤表 (5)

### 「アフリカの食品・飲料市場調査（南アフリカ共和国編）（2023年2月）」

P74

(誤) ・ 日本酒は南アフリカで広く販売されているとは言えないが、アジア系小売業者および酒店では一部供給がある。

(正) ・ 日本酒は南アフリカで広く販売されているとは言えないが、白鶴などの日本酒ブランドの少量ボトルは、一部のアジア系食料品店で供給がある。ただし容量規制により日本の伝統的な四合瓶(720ml)、一升瓶(1.8L)等の小売販売は認められていない。

P80

(誤) 1989年酒類法（1989年法律第60号）

(正) 1989年酒類製品法（1989年法律第60号）

## 正誤表 (6)

### 「アフリカの食品・飲料市場調査（南アフリカ共和国編）（2023年2月）」

P86

(誤) 197 年 食品、化粧品および消毒薬法 (The Foodstuffs, Cosmetics, and Disinfectants Act)

(正) 1972年 食品、化粧品および消毒薬法 (The Foodstuffs, Cosmetics, and Disinfectants Act)

P86

(誤) 1989年 南アフリカ 酒類法 (The National Liquor Act)

(正) 1989年 南アフリカ 酒類製品法 (Liquor Products Act)

## 正誤表 (7)

### 「アフリカの食品・飲料市場調査（南アフリカ共和国編）（2023年2月）」

P87

（誤）酒類法（Liquor Act）がすべての酒類の輸入をめぐる規制を扱い、同法は南アフリカに以下の容量の密封容器に入れることを定めている。

- a) ビール：250 ml、340 ml、375 ml、450 ml、500 ml、750 ml、1,000 mlの密封容器。
- b) ウイスキー：小さいものは50mlまでは可能、それ以上は187.5 ml、200 ml、250 ml、375 ml、500 ml、750 ml、1,000 ml、2,000 ml、2,250 ml、4.5 L、5 L、および 150 L の密閉容器。
- c) ワインおよび発酵果実飲料（スパークリングワインを除く）：規制なし
- d) スパークリングワイン：規制なし
- e) 蒸留酒全般（ウイスキーを除く）： 規制なし

（正）削除

# 正誤表 (8)

## 「アフリカの食品・飲料市場調査（南アフリカ共和国編）（2023年2月）」

章の番号

(誤)	(正)
7.流通チャネル：小売業と卸売業 7.1.南アフリカの主要空港・港湾 7.2.国内物流チャネル	6.流通チャネル：小売業と卸売業 6.1.南アフリカの主要空港・港湾 6.2.国内物流チャネル
9.南アフリカの消費者の日本食に関する意識調査	7.南アフリカの消費者の日本食に関する意識調査
10.日本食に関する意識調査からの分析	8.日本食に関する意識調査からの分析
11.結論	9.結論